

## 令和元年第7回白石町議会定例会会議録

会議月日 令和元年12月11日（第6日目）  
場 所 白石町役場議場  
開 会 午前9時30分

1. 出席議員は次のとおりである。

1番	友田香将雄	9番	吉岡英允
2番	重富邦夫	10番	片渕彰
3番	中村秀子	11番	草場祥則
4番	定松弘介	12番	井崎好信
5番	川崎一平	13番	内野さよ子
6番	前田弘次郎	14番	西山清則
7番	溝口誠	15番	溝上良夫
8番	大串武次	16番	片渕栄二郎

2. 欠席議員は次のとおりである。

なし

3. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町長	田島健一	副町長	百武和義
教育長	北村喜久次	総務課長	松尾裕哉
企画財政課長	小池武敏	税務課長	久原浩文
住民課長	千布一夫	保健福祉課長	坂本博樹
長寿社会課長	武富健	生活環境課長	片渕徹
水道課長	中村政文	農業振興課長	木下信博
産業創生課長	吉村大樹	農村整備課長	笠原政浩
建設課長	喜多忠則	会計管理者	西山里美
学校教育課長	吉岡正博	生涯学習課長	川崎直
農業委員会事務局長	久原雅紀	白石創生推進専門監	木須英喜
保険専門監	小川善秋	下水管理専門監	稲富道広

4. 議会事務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長	小柳八束
議事係長	中原賢一
議事係書記	緒方千鶴子

5. 会議録署名議員の指名 会議録署名議員に次の2人を指名した。

15番	溝上良夫	1番	友田香将雄
-----	------	----	-------

6. 本日の議事日程は次のとおりである。

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 議案第68号 白石町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について  
日程第3 議案第69号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について  
日程第4 議案第70号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図るための関係条例の整備に関する条例の制定について  
日程第5 議案第71号 白石町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について  
日程第6 議案第72号 白石町長等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例について  
日程第7 議案第73号 白石町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について  
日程第8 議案第74号 白石町特定環境保全公共下水道条例の一部を改正する条例について  
日程第9 議案第75号 白石町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例について  
日程第10 議案第76号 佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合同規約の変更について  
日程第11 議案第77号 新町まちづくり計画（新町建設計画）の変更について  
日程第12 議案第78号 財産の取得について

---

9時30分 開議

○片渕栄二郎議長

おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

日程第1

○片渕栄二郎議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第119条の規定により、本日の会議録署名議員として、溝上良夫議員、友田香将雄議員の両名を指名します。

日程第2

○片渕栄二郎議長

日程第2、議案第68号「白石町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

の制定について」議題とします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより議案第68号「白石町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について」採決をします。

本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。よって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

### 日程第3

#### ○片渕栄二郎議長

日程第3、議案第69号「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」議題とします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより議案第69号「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」採決をします。

本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。よって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

### 日程第4

#### ○片渕栄二郎議長

日程第4、議案第70号「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図るための関係条例の整備に関する条例の制定について」議題とします。

質疑ありませんか。

#### ○西山清則議員

成年被後見人を意思能力のない者になるといいますが、具体的な内容の説明をお願いいたします。

#### ○松尾裕哉総務課長

印鑑条例におきまして、成年被後見人を意思能力を有しない者に改正をするということでございますが、成年被後見人につきましては、精神的障がいにより法的行為の結果が自己にとって有利か不利かを判断することができない程度の判断能力があることがふだんの状態である方ということで成年被後見人ということが示されておりますが、これまでの印鑑条例につきましては、成年被後見人でありますと規定しておりますと、印鑑登録ができないというようなことになっておりました。

それで、そんな中でも意思能力を有しない者というようなことで、逆に言いますと、成年被後見人ではございませんが、そういう意思能力のある方は登録ができるということで。成年被後見人だったら絶対できませんということで、そういうことで成年被後見人を意思能力がない者に変えるということではなくて、意思能力がない者はできませんけど、逆にある方は印鑑登録ができるということで改正がっております。

以上でございます。

### ○内野さよ子議員

この法律は成年後見制度の利用促進に関する法律の改正によるものだと思いますが、今の答弁によりますと、みんな全てがじゃなくて、これは段階的なものがあるのかということと、それから書き方としてこういう書き方もあるし、ほかにも書き方がある、そのこのところをもうちょっとお願いします。

それと、さまざまな資格についてこれが使われていると思うんですね。例えば社協なんかでも成年後見制度の中で被後見人制度というのがありますが、あらゆるところでこれは法律が変わっているの、いろんなところで資格を取ったりとか就業規則の中であったりとかいろいろあるかと思いますが、そういう面でもいろいろ変わるのか、全般的なものなのか、その辺のところを詳しくお願いします。

### ○千布一夫住民課長

印鑑条例の担当課長として御答弁いたします。

今回の改正につきましては、これまで成年被後見人の場合は初めから印鑑登録の申請を受け付けることはできないというふうになっておりましたが、今回意思判断能力がない者は受け付けることができないという規定に変わっております。今後は、これからそれぞれ申請者が意思判断能力があるのかないのかという個別に判断をしていくこととなります。

例えば成年被後見人制度ですけど、具体的な制度の話になりますが、成年被後見人制度には判断能力が欠けているのが通常の状態の方が対象の後見というのがまず一つございます。もう一つ、判断能力が著しく不十分な方が対象の保佐というものがございます。それから、判断能力が不十分な方が対象の補助ということで、判断能力の程度など、本人の事情に応じて3種類の保護支援制度がございますので、これから仮にこういった方が申請に来られた場合に、それぞれ判断能力があるのかないのかを具体的に判断をして受け付けるかどうかをしていくことになることとなります。

以上です。

### ○松尾裕哉総務課長

後段の部分の御質問でございますが、今回成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律、これに基づきまして改正をいたしておりますが、国における整備法の改定対象法律というのが180本あるそうです。それで、今回印鑑条例につきましてはそのようなことに関する条例と、後に出てまいります白石町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例と、あと3条例ほどありますが、これについては地方公務員法の法律の中にそういう条文がございましたので、それに基づいた条文でそれが削除になっておりますので、その削除分を改正するということになっております。

以上でございます。

### ○片渕栄二郎議長

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これで質疑を終わります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより議案第70号「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図るための関係条例の整備に関する条例の制定について」採決をします。

本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。よって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

### 日程第5

### ○片渕栄二郎議長

日程第5、議案第71号「白石町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」議題とします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより議案第71号「白石町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」採決をします。

本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。よって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

## 日程第6

### ○片渕栄二郎議長

日程第6、議案第72号「白石町長等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例について」議題とします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより議案第72号「白石町長等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例について」採決します。

本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。よって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

## 日程第7

### ○片渕栄二郎議長

日程第7、議案第73号「白石町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」議題とします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより議案第73号「白石町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」採決をします。

本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。よって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

## 日程第8

### ○片渕栄二郎議長

日程第8、議案第74号「白石町特定環境保全公共下水道条例の一部を改正する条例について」議題とします。

質疑ありませんか。

### ○中村秀子議員

この条例については、新しい条例で事業完了後と供用開始完了後とかという、その

ことの違いだけを改定されておりますけれども、昨今の下水道の接続状況を鑑みますときに、この中の条例文でありますと、供用したいときには町長の許可を得て接続するようにと、何か消極的な、誰でんかんでんは接続できませんよ、町長の許可を得た者だけが接続できますよというようなニュアンスに受け取られるような感じがいたします。

どうせ条例というふうなことでつけるならば、事業完了後は下水道が通過した地域の家屋については積極的に接続に努めるというような条文等を入れて、接続率向上のための法的な根拠をここで決めていたらどうかなと思うんですけれども、これだけにされた、それで法的根拠もなくして接続率を上げようとするような根拠というか、それについてはいかがでしょうか。

### ○稲富道広下水管理専門監

公共下水道の事業完了後ということで、新規加入をする者は町長の許可を受けなければならないという文言にしております。現在、公共下水道につきましてはまだ事業が面整備もしておりますので、新規加入には当たらないということでやっております。

そういうことで、現在は、例えば公共下水道が全部が終わったときに公共下水道の新規に加入をするとなると町長の許可が要るということにしておりますけれども、例えば、ないところに公共ますをつけるということになるわけですね。それについてはものすごく距離があったり、いろいろ深さとか、そういった問題がどうしても出てきますので、そういったところを生活環境課で判断をしながらやるということになりますので町長の許可を受けなければならないということにしております。

接続率の向上が下がるというような意味合いじゃなくて、新たに農地転用とかそういったものが出た場合に公共ますをつけるという行為をする場合に、現在は事業が面整備されてますので、それについては新規に加入ということにはなっておりません。よろしいでしょうか。

以上です。

### ○片渕栄二郎議長

暫時休憩します。

9時48分 休憩

9時49分 再開

### ○片渕栄二郎議長

再開します。

### ○片渕 徹生活環境課長

新規加入の17条の件ですけれども、これにつきましては先ほど専門監が申しましたとおり、要は事業完了後、新たに新規加入される場合については、個人で設置しなければならないというふうなことになります。今工事期間中ですので、下水道の事業のほうで今個人の申請があったところに公共ますを設置しております。しかしながら、工事完了後については個人が設置するというふうなことになりますので、そのときには

町長の許可を得なければならないというふうなことになります。

ただ、先ほど議員おっしゃられましたとおり、下水道法の中に、要は公共ますの設置が事業で終わったところについては3年以内に設置するように努めるというふうなことになっておりますので、そういったことで基本的には3年以内に設置していただくようにということで、下水道法では推進をしているところでございます。

以上でございます。

#### ○中村秀子議員

3年を経過したら必ず設置しなければならないというようなことになってるんですね。（「接続」と呼ぶ者あり）3年以内には。（「促すじゃなかもんね」と呼ぶ者あり）

#### ○片渕 徹生活環境課長

すみません。説明不足で申しわけございません。

要は、公共ますの設置が終わった後、下水道法の中には3年以内に接続をしなければならないというふうなことで、1つの法律で決まっております。ですので、基本的には3年以内で接続していただくように私たちどもも受益者の方には説明をして、推進をしているところでございます。

#### ○片渕栄二郎議長

ほかに質疑ありませんか。

暫時休憩します。

9時52分 休憩

9時57分 再開

#### ○片渕栄二郎議長

会議を再開します。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これで質疑を終わります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより議案第74号「白石町特定環境保全公共下水道条例の一部を改正する条例について」採決します。

本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。よって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

日程第9

#### ○片渕栄二郎議長

日程第9、議案第75号「白石町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例について」議題とします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより議案第75号「白石町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例について」採決をします。

本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。よって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

#### 日程第10

##### ○片渕栄二郎議長

日程第10、議案第76号「佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更について」議題とします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより議案第76号「佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更について」採決をします。

本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。よって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

#### 日程第11

##### ○片渕栄二郎議長

日程第11、議案第77号「新町まちづくり計画（新町建設計画）の変更について」議題とします。

質疑ありませんか。

##### ○友田香将雄議員

新旧対照表のところについて少しお聞きしたいと思います。

第7章公共施設の統合整備というところで、現行と変更案のほうがあります。変更案のところに、ちょっと読ませていただきますが、また維持管理費等においては民間

活力の有効活用を検討しというふうにあります。同じものが37ページ、第5章のところに、すみません、中身だけお伝えしますと、事務改善やIT化、民間活力の活用というふうにあります。すみません、片方のほうでは民間活力の活用というところと、41ページのほうに関しては民間活力の有効活用ということで、有効のところを入れられています。この有効活用というふうにわざわざ載せられている意図というのがなかなか読み取れなかったので、説明のほうをお願いします。

#### ○木須英喜白石創生推進専門監

まず、この計画の今回の変更について若干御説明を差し上げます。

この計画自体は、合併以前に合併協議会で策定した計画であります。基本的な部分は引き続き継承して趣旨を尊重するという考えで、ほぼ修正を加えておりません。今回国の法律改正により合併特例債の発行期間が5年間延長されることになりまして、必要最低部分、今現在の対象事業の中でそぐわない点や新たに対象に加えたいというふうな事業について今回修正をかけております。

そういった中で、今の友田議員の御質問でございますが、37ページのほうでは民間活力の活用、それから41ページ、こちらでは民間活力の有効活用ということで、文字が違うのでそこをということでございますが、これについては特段余り大きな意味はございません。そういうことで御理解いただきたいと思っております。

#### ○友田香将雄議員

すみません。わざわざ別にされてたので、何か意図があるのかなということで聞かせていただきました。

もう一つ、財政計画のところの数字的なところで質問させてください。

変更前に関しては、平成31年度に関してのところと変更後についてのところを見比べますと、主に地方債のところと投資的経費のところが大分変わってきてるんじゃないかなというふうに捉えております。変更後の令和元年度のところに関しては、決算見込み額というところなんですけど、以降について、例えば一番最後の令和6年度に関しましては、投資的経費に関しましては今現状が19億円程度あるにもかかわらず、令和6年度の歳出のところに関しては10.5億円というところで、およそ半分程度減額というふうに想定されてると。令和3年度のところで考えても11.9億円程度というところで、ほぼ半分ぐらいしか投資的経費はなくなっていると。こちらは財政の硬直化が進むことが懸案されてるというところがあるかとは思っています。

もともと我々の町としては140億円程度の予算額があるということで、予算規模としてもちょっと大き過ぎるというところで、予算の最適化を進められるというところであるかとは思っています。ここに向けて、予算の最適化を行うに当たってこういった形で進められていくのか、今現在の見通し等を教えていただければと思います。

#### ○小池武敏企画財政課長

今後の財政計画の見通しというふうな御質問でございます。

令和2年度で、歳出のほうで45ページ、この中でいきますと、来年度の予算で22億

円程度。これは、10月に各課から予算要求といいますか、5年間の計画を出していただいた分を今後の5年間どうなるかというふうなことでまとめた数字でございます。2年度については、具体的にある程度のハード事業の分が精査できております。以降については、なかなか見通しも立っていないというところもございます。

では、今後どうするかというふうな話でございますけども、本来本町は財政力が弱いというふうなことで、交付税に依存をしている状況でございます。事業の選定に当たりましては、厳しく選定していく必要があるというふうに考えております。

その中で、一部事務組合のほうでは、し尿処理施設の整備でありますとか葬祭公園の施設の更新もあっております。下水道の整備についても当然やっていくところがありますので、今後の財政負担を考えますと、選択と集中、こういったことで厳しく選定をしていって、財政規模自体はある程度抑えた形でやっていくようなことが必要であろうというふうに考えております。

以上です。

### ○友田香将雄議員

従来の方針のところからすると、令和元年度のところに関しては人件費がもともと22億円程度というふうに考えられていたんですが、今回の変更のところに関しては人件費は23億円程度と、ほぼほぼ変わらないぐらいのところまで来ているというところで、こちらのほうに関しては本当に一生懸命対応されてるんじゃないかなというふうに私としては見てとれたんじゃないかなというふうに思っております。

ただ、どうしても投資的経費のところが減っていくとなってくると、新しい事業等がなかなかしにくくなっていくということがあって、今後のまちづくりにとっても大分大きな影響を及ぼしていくという事は見てとれるわけでありまして。

なるべく投資的経費のところを削減が大幅にならないように既存のところの見直しのほうもしっかり進めていっていただいで、確保のほうをお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

### ○小池武敏企画財政課長

本庁のほうでは、行政経営プラン、この中で一般行政経費の削減というふうなことで、人件費でありますとかそういうふうな事務経費につきましても厳しく削減をしていかんといかんというふうな中で、職員数についても255人を平成34年4月を目指して削減をしていくような形にしております。そういったことで、経常経費をなるべく削減をしまして、投資のほうに回せるようなお金をつくり出すというふうなことも当然必要でございますので、そこら辺をなお一層厳しく、今からの来年度の予算編成に向けましてもやっていければと思っております。

以上です。

### ○片渕栄二郎議長

ほかに質疑ありませんか。

### ○内野さよ子議員

中身についてではなくて、今回新旧対照表をつくっていただいて、大変わかりやすく示してあると思っています。

ただ一つ、これはできるかどうかわかりませんが、新旧対照表を見るときに、項目、現行、変更案というふうに流れがとてもよくできているなというふうに思います。これまでは条例改正とかについては、改正案が左に来て、右になっているので、とても順序的に見にくい、いつもどっちやったかなと、まだいまだになれないような状況なので、この方法がもしできるなら、これ資料提供で条例がその辺のところの決まりがあるのか。今回のような示し方になれば大変見やすくなるんじゃないかなということをつくづく感じましたので、その点についてお願いします。

### ○松尾裕哉総務課長

条例案については、言われますような様式になっておりまして、見にくいというようなこともございます。特にこういうふうにしなさいという規定というのは恐らくないと思いますが、一番見やすいような方法ができないか検討させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

### ○片渕栄二郎議長

ほかに質疑ありませんか。

### ○溝口 誠議員

37項の消防、それから葬祭、ごみ処理、それからし尿処理、し尿処理が新しく入っております、広域的にということ。これは今までの体制から変わるということで、そこら辺の内容について、また広域化すれば効率的で安定した経営ということでございますので、そこら辺のことを御説明をお願いしたいと思います。

### ○木須英喜白石創生推進専門監

今回変更させた点につきまして、37ページの広域事業、ここの点を修正をいたしております。これにつきましては、杵島地域汚泥再生処理センター、こちらのほうが整備事項が上がってきております。それに合併特例債のほうが充当できるように字句の修正を行っているところでございます。

以上です。

### ○片渕栄二郎議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これで質疑を終わります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより議案第77号「新町まちづくり計画（新町建設計画）の変更について」採決をします。

本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。よって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

## 日程第12

### ○片渕栄二郎議長

日程第12、議案第78号「財産の取得について」議題とします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより議案第78号「財産の取得について」採決をします。

本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。よって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の議事日程は終了しました。

お諮りします。

明日12月12日は議案調査のため休会にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、12月12日は休会とすることに決定しました。

本日はこれにて散会します。

10時13分 散会

---

上記、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和元年12月11日

白石町議会議長 片 淵 栄二郎

署 名 議 員 溝 上 良 夫

署 名 議 員 友 田 香将雄

事 務 局 長 小 柳 八 束